

<ガイドラインA 新旧対照表>

ページ・項目	旧 【2021年5月10日付版】	新 【2021年5月29日改訂版】
P.1	<p>なお、このガイドラインは、令和3年5月7日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発表の「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」によるものとします。こちらもご確認ください。</p> <p>(外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210507.pdf</p>	<p>なお、このガイドラインは、令和3年5月28日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発表の「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」によるものとします。こちらもご確認ください。</p> <p>(外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf</p>
P.1 2 ご利用人数の制限	<p>国の指標等に基づき、ホール利用定員数は下記のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール：600人以下 ・小ホール：100人以下 ・中目黒G T プラザホール：75人以下 <p>ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。</p> <p>①2021年5月10日時点でチケット販売開始後の催物 既にホール定員数以上の集客を予定する催物であっても、チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年5月11日以降は、上記のホール利用定員数を超過するチケット、又は利用が21時を超える催し物のチケットは販売を停止してください。</p> <p>②2021年5月11日以降にチケット販売開始される催し物 上記「2 ご利用人数の制限」のとおりとします。</p>	<p>国の指標等に基づき、ホール利用定員数は下記のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール：600人以下 ・小ホール：100人以下 ・中目黒G T プラザホール：75人以下 <p>ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。</p> <p>①2021年5月31日時点でチケット販売開始後の催物 既にホール定員数以上の集客を予定する催物であっても、チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年6月1日以降は、上記のホール利用定員数を超過するチケット、又は利用が21時を超える催し物のチケットは販売を停止してください。</p> <p>②2021年6月1日以降にチケット販売開始される催し物 上記「2 ご利用人数の制限」のとおりとします。</p>
P.1 3 夜間利用の注意事項	<p>東京都の「イベントの開催制限等について」に基づき、2021年5月31日までの夜間利用は、21時までの利用と致します。ただし、5月10日までにチケット販売が開始されている催し物又は無観客イベントの場合は対象外とします。</p>	<p>東京都の「イベントの開催制限等について」に基づき、緊急事態宣言終了の日までの夜間利用は、21時までの利用と致します。ただし、5月31日までにチケット販売が開始されている催し物又は無観客イベントの場合は対象外とします。</p>
P.4 6 参考	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月7日） (外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210507.pdf ・東京都「イベントの開催制限等について」（令和3年5月10日） (外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1009761.html ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日） (外部リンク) https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf 	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月28日） (外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf ・東京都「イベントの開催制限等について」（令和3年5月28日） (外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1009761.html ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日） (外部リンク) https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf